

## 第5節 歯科保健

### 現状と課題

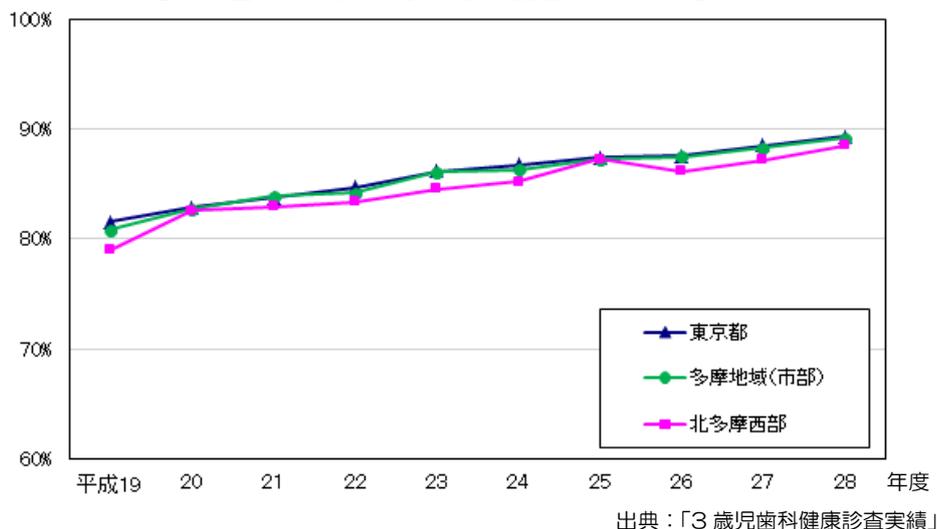
#### 歯科保健の現状

- 歯と口腔の健康を維持することは、食物を単に咀嚼することにとどまらず、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となります。また、歯周病が糖尿病と密接に関連することや、口腔ケア<sup>1)</sup>が高齢者の誤嚥性肺炎を予防することなど、歯と口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことが分かってきており、歯科保健の重要性はますます高くなっています。

#### ライフステージ別の現状

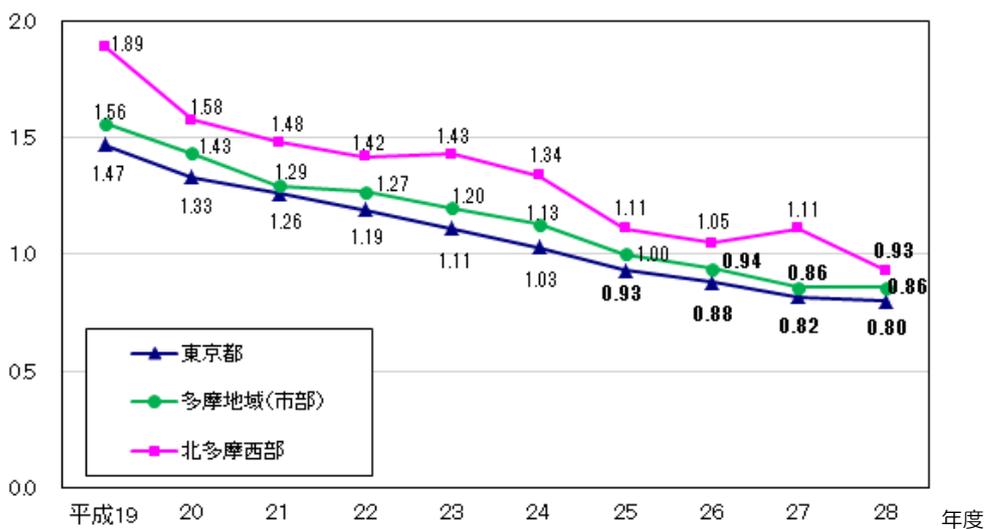
- 歯と口腔の状況について、都の乳幼児期及び学齢期のむし歯（う蝕）の有病状況は年々改善傾向にあります。（「むし歯（う蝕）のない者の割合（3歳児）」、「永久歯の一人平均むし歯（う蝕）経験歯数<sup>2)</sup>の推移（12歳児）」、「むし歯（う蝕）のない者の割合（12歳児）」参照）。圏域においても同様の傾向です。
- 一方、学齢期の歯肉炎の罹患状況「歯肉に炎症所見のある者<sup>3)</sup>の割合（12歳児）」については、都において減少傾向にあるものの、改善状況が緩やかで、圏域においても同様の傾向です。

【むし歯（う蝕）のない者の割合（3歳児）】



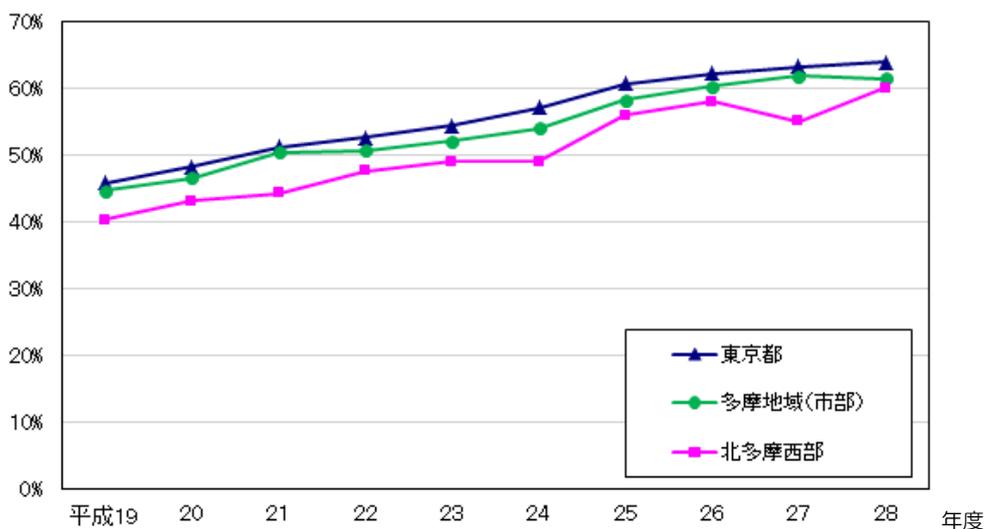
- 1) 口腔ケア：狭義では、口腔疾患（むし歯（う蝕））や歯周病などの予防を目的とした口腔清掃。広義では、口腔疾患、機能障害等に対する予防、治療、リハビリテーションを目的とした、歯科治療から機能訓練までを含む。
- 2) 永久歯の一人平均むし歯（う蝕）経験歯数（一人平均DMF歯数<sup>\*</sup>）：全受診者のDMF歯数<sup>\*</sup>の合計/全受診者数  
<sup>\*</sup>DMF歯数=D歯数+M歯数+F歯数（D=永久歯のむし歯（う蝕）で未処置の歯、M=むし歯（う蝕）が原因で失った永久歯、F=永久歯のむし歯（う蝕）で処置を完了した歯）
- 3) 歯肉炎症所見のある者：学校の歯科健康診断において、歯周疾患要観察者（GO）+歯周疾患の者（G）

【永久歯の一人平均むし歯（う蝕）経験歯数の推移（12歳児）】



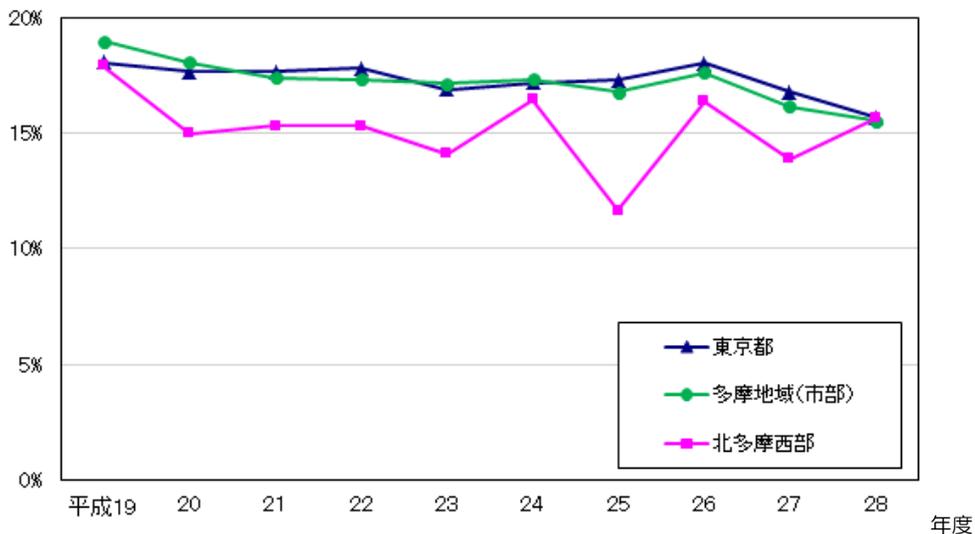
出典：文部科学省「学校保健統計調査」

【むし歯（う蝕）のない者の割合（12歳児）】



出典：文部科学省「学校保健統計調査」

【歯肉に炎症所見のある者の割合（12歳児）】



出典：文部科学省「学校保健統計調査」

- 成人期について、各年代において、喪失歯のない人の割合は増加しており、40歳（35歳から44歳）では、63.6%（東京都「歯科診療所患者調査」（平成26年度））となっています。一方、歯肉に炎症所見（歯周ポケットの深さが4mm以上）があり、治療等を必要とする状態の人の割合は増加傾向です。
- 高齢期について、8020（ハチマルニイマル：80歳で20本以上の自分の歯を維持していること）を達成している人の割合（75歳から84歳）は、年々高くなり、平成26年度には55.5%（東京都「歯科診療所患者調査」（平成26年度））に達しました。一方、歯が残っていても、成人期と同様に、歯肉に炎症所見（歯周ポケットの深さが4mm以上）があり、治療等を必要とする状態の人の割合は増加傾向です。また、口腔機能の状況について、何でもよく噛んで食べることができると回答した人は、60歳代で71.8%、70歳以上で55.2%でした。（「東京都民の健康・栄養状況（平成27年 国民健康・栄養調査 東京都・特別区・八王子市・町田市実施分集計結果）」）

### 在宅療養者の歯科保健の現状

- 在宅療養者の歯科保健について、平成28年度時点で都の要介護（要支援）認定者数は、573,881人であり（厚生労働省「介護保険事業状況報告」）、10年間で1.5倍に増加しましたが、在宅歯科医療に取り組む歯科診療所は都全体では13.5%（厚生労働省「医療施設調査」（平成26年度））であり、平成17年度と比較して横ばいです。当圏域で在宅歯科医療の実績があった歯科診療所は、83施設（21.1%）でした。（厚生労働省「医療施設調査」（平成26年度））

### 障害者歯科保健の現状

- 障害者歯科保健については、都における身体障害者・知的障害者・精神障害者の手帳交付数は増加していますが、障害者に対応できる歯科診療所は都全体では42.7%（東京都「医療機能実態調査」（平成28年度））であり、平成23年度と比較して横ばいです。当圏域で障害者に対応できる歯科診療所は、48.4%（東京都「医療機能実態調査」（平成28年度））です。  
 都の障害者福祉施設で健診の機会のある施設は73.0%、摂食機能向上の訓練を実施している施設は56.6%です。また、障害者福祉施設利用者のうち、かかりつけ歯科医を決めている人は、83.0%です。（「東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査」（平成25年度））

### これまでの取組と課題

- 国は平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中で、基本的な方針、目標などを定め、施策を推進しています。

都では、都民が歯と口腔の健康を保ち、健康寿命を延ばして豊かな生活ができるよう歯科保健目標（東京都歯科保健目標「いい歯東京」（平成23年度～平成29年度））を設定し、様々な施策を展開してきました。その後、都は「歯科口腔保健の推進に関する法律」の基本的事項を盛り込んだ都道府県計画として、東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（平成30年度～平成35年度（2023年度））を平成30年3月に策定し、これに基づき、歯科保健施策を進めています。

また、圏域各市においても都の計画をもとに種々の取組が進められています。

## ライフステージ別の取組と課題

- 母子歯科保健の取組として、市は歯科医師会の協力のもと、両親（母親）学級や妊婦歯科健康診査をはじめとして、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、歯科相談などを実施しています。また、地域の保育所や幼稚園においても歯科健診や健康教育等に取り組んでいます。学齢期においては、学校歯科保健活動を通じて、むし歯や歯周病の予防に取り組んでいます。
- 圏域のむし歯（う蝕）の状況については、むし歯（う蝕）のない者の割合（3歳児・12歳児）は増加していますが、地域差が見られます。また、学齢期の歯肉の状況については、歯肉に炎症所見のある者の割合（12歳児）は減少傾向にあるものの、改善状況が緩やかで、さらに歯周病予防を進めていくことが必要です。
- 圏域の子供たちの歯科保健状況をより向上させ、生涯を通じた歯と口腔の健康を支援するには、単に疾病を予防するだけでなく、「食べる」「話す」「呼吸する」といった口の機能が十分に発揮できるよう、口腔機能の発達を支援する必要があります。そのためには、妊娠期から乳幼児期、学齢期を通じた一貫した歯科保健の推進を強化するとともに、子育て支援を総合的に推進することが大切です。
- 成人期には、各市で歯周病検診や成人歯科健康診査が実施されています。口腔の状況は、歯を多く有する人が増えた半面、歯周病にかかる人が増加しています。かかりつけ歯科医を持つ人の割合は着実に増えていますが、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じて「かかりつけ歯科医」による歯科疾患の予防や保健指導、治療を継続することが、歯と口の健康づくりには重要です。「かかりつけ歯科医」の更なる定着のため、一層の普及啓発が必要となっています。
- 高齢期においては、市及び介護保険事業所は、介護予防事業として「口腔機能の向上」プログラムに取り組んできました。今後も、このような機会を捉え、口腔機能の重要性とともに、歯と口腔の健康と全身の健康、口腔管理の重要性について、住民や福祉関係者等、地域全体に普及・啓発していくことが必要です。

## 在宅療養者の歯科保健の取組と課題

- 在宅療養における歯科保健について、都は、在宅療養者のQOLを支える口腔ケアや摂食嚥下機能支援などについての研修会を開催し、在宅歯科医療に取り組む歯科医療従事者の育成や在宅歯科医療設備整備事業を実施してきました。

市は、在宅訪問歯科診療事業や訪問歯科指導、摂食嚥下機能支援等に関する事業に取り組んできました。

保健所は、在宅療養を支える多職種と現場における課題を共有しながら、職種間の連携が強化できるよう摂食嚥下機能支援事例検討会や研修会を開催し、摂食嚥下機能支援を推進してきました。

今後は、各市が取り組む地域包括ケアシステムとの連携を図りながら、訪問歯科診療や摂食嚥下機能支援に関する取組を進めていくことが重要です。また、在宅医療サービスを実施している歯科診療所の増加を図ることが課題です。

さらに、高齢化に伴い在宅療養者が増加していく中で、誤嚥性肺炎予防等の観点から、在宅療養者や家族、介護関係職種へ、口腔ケアや摂食嚥下機能支援の重要性について普及啓発をしていくことが重要です。

## 障害者歯科保健の取組と課題

- 障害者歯科保健について、都は、身近な地域で障害者が歯科健診や歯科医療を受けられるよう、障害者歯科医療従事者の育成や、歯科診療所と専門歯科医療機関との機能分担及び連携を進めてきました。

市では、歯科医療連携推進事業や障害者を対象とした歯科保健事業などに取り組んでいます。

これらの取組により、かかりつけ歯科医を持つ障害者が増加してきています。今後も障害者が安心して定期的に歯科を受診し、かかりつけ歯科医による予防管理が受けられるよう、継続的な支援が必要です。

保健所では、障害者施設等が歯科健康管理を行えるよう研修会等を実施して支援しています。また、歯と口の健康づくりに創意工夫のある障害者施設の取組を報告する「歯ミフェスタ」（東京都保健所合同事業）を開催して、障害者歯科保健の普及啓発を行ってきました。

また、当圏域では、障害者の歯と口腔の健康づくりを地域ぐるみで支援する「歯ミカップ」（歯ミガキ・ワールドカップの略）を実施しています。「歯ミカップ」は、圏域の障害者及び障害者施設の歯科保健に関する努力や取組を表彰し、発表するものです。実行委員会（圏域の歯科医師会、東京都歯科衛生士会、障害者施設、市、保健所等）が主体となって、毎年度1回、圏域の各市を順番に会場にして、継続的に開催してきました。今後も各市で開催する「歯ミカップ」により、障害者歯科保健への関心を広めていくことが大切です。

## 人材育成

- 圏域では、6市のうち2市（東大和市、武蔵村山市）に常勤の歯科衛生士が配置され、4市は非常勤及び臨時職員の歯科衛生士による配置となっています。歯科専門職の配置が少数である中で各市が創意工夫する歯科保健を推進するためには、歯科専門職のみならず、歯科の事業を運営する職員を対象とした歯科保健の研修が必要です。

**今後の取組****(1) 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します**

保健所は、各市が、各部署の横の連携を強化し、ライフステージを通じた歯と口腔の健康づくりを推進できるよう支援します。また、各市担当者連絡会、保育園・幼稚園担当者研修会、北多摩西部地域保健医療協議会地域医療システム化推進部会歯科分科会などを通じて、情報提供や普及啓発を行い、圏域全体における歯科保健の底上げを推進します。さらに、市の歯科保健担当者とともに各市の歯科保健に関する課題を把握し、その解決に向けた支援を行います。

乳幼児期について、市、歯科医師会及び歯科診療所は、両親（母親）学級、妊産婦歯科健康診査及び乳幼児の歯科健康診査・相談等の充実並びにかかりつけ歯科医の定着を促進します。特に、むし歯（う蝕）が多い幼児や保護者に対しては関係機関との連携を強化して対応を進めます。また、顎や歯並びに影響する習癖への対応や食べることを通じた歯と口腔の発達支援を念頭に、口腔機能の獲得を支援します。

学齢期について、市教育委員会、学校、特別支援学校は、心身の発達の段階や実態に応じた歯と口の健康づくりに取り組み、学齢期のむし歯（う蝕）予防・歯周病予防を推進します。また、口腔機能の発達を支援します。また、学校歯科医をはじめ、家庭、地域の関係機関が連携し、学校保健委員会の活用や健康教育の実施等歯科保健活動の充実に努めます。

高齢期について、保健所は、高齢者が安心して自分の口から食事を摂り、会話を楽しむことができるように口腔機能の維持を支援します。各市の状況に合わせた在宅療養における歯科保健の環境づくりと地域づくりを推進します。摂食嚥下機能支援の取組を通じて、医療や介護を支える多職種連携を推進します。

また、市、歯科医師会、歯科医療機関は、訪問歯科診療や摂食嚥下機能支援等の取組を推進し、歯科の在宅療養を推進します。医師や看護師、薬剤師等関連職種は、歯科医師等による訪問歯科診療や摂食嚥下機能支援等が円滑に行われるように連携し、地域医療に協力します。

**(2) 障害者の歯科保健を推進します**

保健所は、障害者が在宅や障害者施設で適切に歯科保健医療のサービスが受けられるように、地域の体制整備を支援します。また、障害者がかかりつけ歯科医をもって、定期的に歯科を受診し、予防管理が受けられるよう、市および障害者施設を支援し、障害者を支える施設職員や家族に対して歯と口腔の健康づくりを普及啓発します。

保健所は、各市の歯科医師会や東京都歯科衛生士会及び市・障害者施設等とともに実行委員会の事務局として「歯ミカップ」開催を支援します。各市で地域特性に応じて開催することにより障害者歯科保健に対する地域の関心を高め、障害者本人・家族、障害者施設関係者等の歯科保健意識及び障害者のQOL向上を目指します。

### (3) 地域の歯科保健を支える人材を育成します

保健所及び市は、市の歯科衛生士をはじめ、歯科保健事業に従事する職員を育成します。

また、保健所は、地域で活動する歯科衛生士に対し、歯科保健医療の新たな課題やニーズに応じた研修を実施します。

圏域では、「歯ミカップ」や摂食嚥下機能支援などを通じて、歯科医師及び歯科衛生士だけでなく、障害者施設の職員や介護福祉施設の職員など、様々な職種が歯科保健の重要性を認識し活動しています。そうした歯科保健を支える人材に対し、保健所・市及び歯科医師会は、歯科保健の普及啓発や研修会を通じ、知識と技術の向上を図りながら育成します。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 重点プラン10 | 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します |
| 指標 ⑫    | 12歳児 う歯のない者の割合         |
| ベースライン  | 67.1% (平成29年度)         |
| 指標の方向   | 増やす                    |

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 重点プラン10 | 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します |
| 指標 ⑬    | 在宅医療サービスを提供できる歯科診療所数   |
| ベースライン  | 162か所 (平成30年7月1日時点)    |
| 指標の方向   | 増やす                    |

#### コラム

##### 歯科保健の取組から障害者を支援するまちづくりへ

歯ミカップ（歯ミガキ・ワールドカップ）では、日頃の歯科保健への取組を表彰された障害者の方々や障害者施設職員が、とてもすてきな笑顔を見せてくれます。そして、参加した人たちは、表彰者の取組への努力を聞いて「自分も頑張ろう」と元気づけられます。

歯ミカップは、歯科医師会、歯科衛生士会、地域の障害者施設や地域で活動する歯科専門職など、たくさんのボランティアにより運営しています。

今では、開催地となった市、教育委員会、地域の企業、商工会などの支援の輪がますます広がり、多くの方々に障害者の生活を知っていただくとともに理解していただくためのきっかけとなっています。

今後も、歯ミカップは、障害者を支援するまちづくりの取組として発展が期待されます。



## 第6節 難病患者への支援

### 現状と課題

#### 難病対策

- 国は、「発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要となるもの」を難病と定義しています。その中で、患者数が一定の人数に達せず、かつ客観的な判断基準（又はこれに準ずるもの）が確立している疾病を「指定難病」とし、医療費を助成しています。平成30年4月現在、331疾病が指定難病に指定されています。
- スモンを発端に始まった国の難病対策は、昭和47年に原因究明・治療方法の確立を目的とする特定疾患治療研究事業から始まりました。その後「難病対策要綱」が制定され、この要綱を基盤に難病対策が推進されてきました。その後、「介護保険法」や「障害者総合支援法」など各法律が整備され難病患者に対する支援も徐々に充実してきています。平成27年1月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が施行され、難病患者の医療の確保や療養生活の質の維持向上が図られました。
- 都は、昭和46年に当時の都立府中病院に神経内科を設置し、その後神経科学総合研究所、都立神経病院が開設されました。昭和50年以降は、都保健所で難病検診や在宅難病患者訪問指導事業等が開始され、その後制度も徐々に整備されてきました。さらに国の指定難病に対する医療費助成の他に、東京都規則による難病医療費助成が従来から行われており、平成30年4月現在は、8疾病（都単独疾病）が対象となっています。

#### 保健所の在宅難病患者支援

- 東京都福祉保健局年報によると、平成29年3月31日現在、圏域で医療費助成の対象となっている難病患者（特殊疾病認定患者）数は6,311人です。

難病の多くは生涯にわたる長期間の療養を必要とするため、患者やその家族の経済的・精神的負担は非常に大きなものとなっています。保健所は、在宅の神経難病患者を中心に、患者・家族の療養生活等を支援するため、保健師等による療養相談を実施しています。

また、患者・家族及び在宅療養生活を支える関係者を対象に、療養生活に必要な知識や情報をわかりやすく伝える講演会を開催しています。また、難病を持つ患者や家族が療養上の悩みを話し合い、互いに支えあえるよう交流会なども行っています。

【保健師による療養相談指導実施状況（多摩立川保健所実績）】

（件）

| 区分     | 総数    | 相談内訳 |      |       |        |        |
|--------|-------|------|------|-------|--------|--------|
|        |       | 家庭訪問 | 所内相談 | 電話相談  | その他の相談 | 関係機関連絡 |
| 平成28年度 | 2,998 | 437  | 52   | 916   | 40     | 1,553  |
| 平成29年度 | 4,546 | 456  | 50   | 1,281 | 55     | 2,704  |

## 在宅重症難病患者の療養体制の整備

- 難病患者数の増加と在宅療養の推進に伴い、進行性の神経難病患者など人工呼吸器や痰吸引等を必要とする医療依存度の高い重症在宅難病患者が増加しています。患者・家族が安全かつ安心して療養生活を行うためには、介護保険や障害福祉、医療等との連携を強化し、地域包括ケアシステムを推進していくことが求められています。
- 都は、難病患者が早期に正しい診断を受け、住み慣れた地域で療養生活を送れるよう、平成30年3月、「東京都難病診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）」及び「東京都難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）」を指定しました。圏域では、立川病院と武蔵村山病院が協力病院に指定されています。今後は、圏域で拠点病院及び協力病院を中心に難病医療ネットワークを構築し、療養体制の充実を図っていきます。
- 保健所は、圏域内外の病院、地域のかかりつけ医、訪問看護ステーション、介護ヘルパー、ボランティア等多数の医療・福祉関係機関と連携して、難病患者の在宅移行や入・転院の支援を行うとともに、在宅療養の体制整備を支援しています。

## 「障害者総合支援法」の施行

- 「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行され、難病患者等についても障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業など、必要と認められた障害福祉サービス等が受けられるようになりました。今後は「介護保険法」に加え、市の障害福祉サービスと保健医療のより一層の緊密な連携が必要となっています。
- 保健所は、難病患者への支援体制の整備を図るため、平成29年度から「難病法」に基づき、「難病対策地域協議会」を開催しています。また、患者の病状や家庭の介護力に応じた適切な療養支援を行うことを目的に、個別支援計画の策定やその評価を行う事業も実施しています。今後も引き続き圏域の医療・保健・福祉関係者が連携し、難病患者の療養環境について整備と改善に取り組むことが必要です。

## 災害時要配慮者対策

- 在宅難病患者の中でも、特に医療依存度の高い在宅療養者については、生命維持に必要な医療機器を災害時も継続して使うことができるよう支援体制を構築することが重要です。  
都は、平成25年3月「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」及び「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画作成の手引き」を改訂し、人工呼吸器使用者等の災害医療提供体制の整備や災害時個別支援計画の策定に当たってのポイントなどを具体的に明らかにしました。  
市が在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を策定する際には保健所が積極的に支援するなど、在宅難病患者を含む災害時要配慮者対策については、保健所や市・医療機関等関係部署が協力して対応していく必要があります。

**今後の取組****(1) 難病患者に対する早期からの支援体制を推進します**

保健所は、病状の進行が早く在宅療養サービスの調整が必要となる神経難病患者等について、関係機関との調整など早期からの支援を実施します。また、診断後まもない患者やその家族の抱く疾病への不安感などに対応し、療養生活に関する相談支援を実施します。

市は、保健所や専門機関と連携し、障害者施策、介護保険事業などの支援制度充実に努めます。

**(2) 在宅療養支援のための地域ケアネットワークづくりを推進します**

保健所は、難病患者やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを行うために、医療機関、市保健主管課、市障害福祉主管課、障害福祉サービス事業所等との難病対策地域協議会等を通して、地域ケアネットワークの推進を図ります。また、支援の実施機関となる訪問看護ステーションや市、障害福祉サービス事業所等と支援の役割分担や調整及び情報共有を行うために、「支援計画策定・評価委員会連絡会」を適宜開催し、難病患者の療養生活について支援の充実に努めます。

**(3) 患者の在宅療養を支える関係者のスキルアップ、在宅ケアの質の向上に取り組みます**

保健所は神経難病患者を中心に、職員による相談やコーディネート機能等に加え、地域の関係者への専門的・技術的支援を実施しています。今後も事例検討や講演会・研修会の開催などを通して、難病患者の在宅療養支援に携わる関係者の質の向上を図ります。

**(4) 災害発生時に備えた支援体制を整備します**

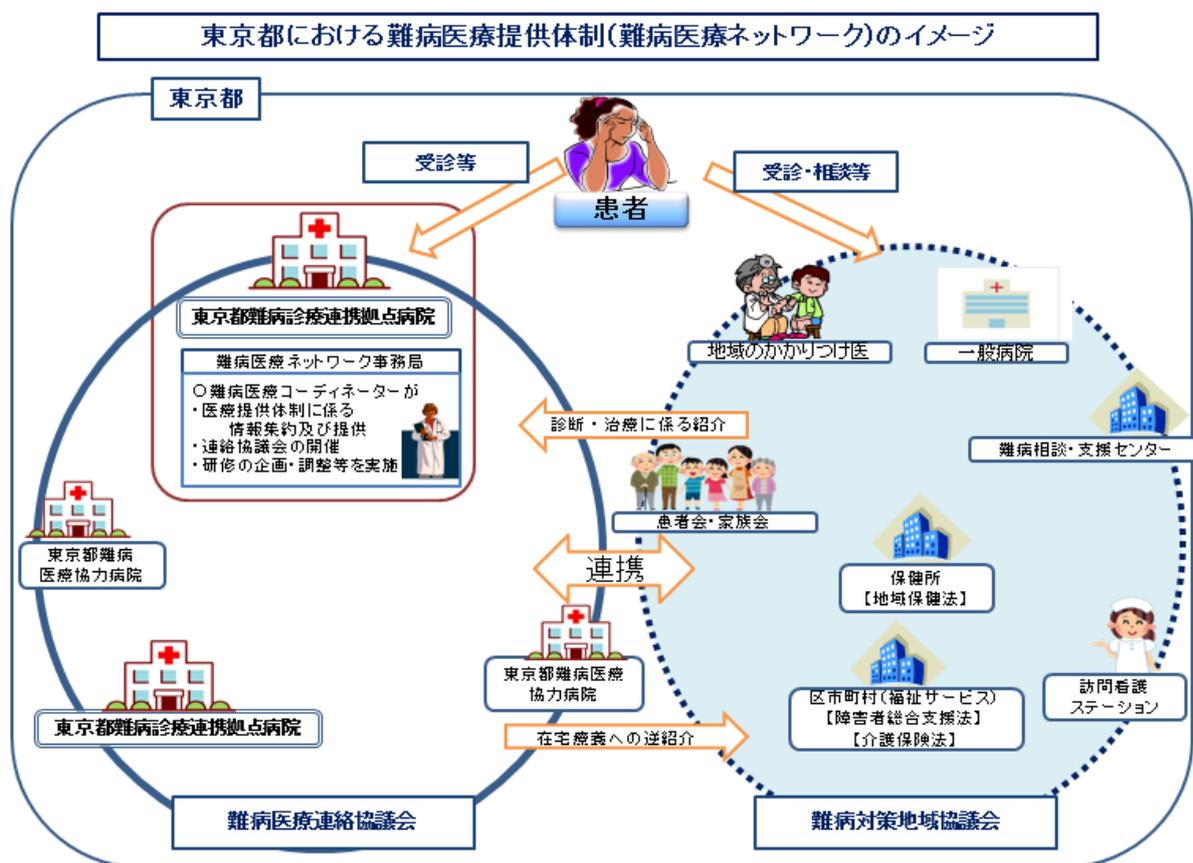
保健所は、市が策定する災害時個別支援計画のうち、在宅人工呼吸器を使用している難病患者の個別支援計画策定を支援します。

市は、災害時要配慮者の登録を行うなど、災害時の対応について在宅難病患者の中でも特に医療依存度の高い個々の患者ごとに確認と調整を行い、災害時個別支援計画の策定を推進します。

訪問看護ステーション等地域の保健医療・福祉の関係機関は、難病患者に必要な医療やサービスを継続できるようBCP(事業継続計画<sup>1)</sup>)の策定に努めます。また、市や関係機関との連携により、災害時個別支援計画に基づき、発災時に迅速な避難支援が実施できるよう、平常時から体制整備や訓練等の実施に努めて、災害時対策を推進します。

1) 事業(業務)継続計画: 災害や事故などが発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画。

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 重点プラン11 | 災害発生時に備えた支援体制を整備します         |
| 指標 ⑭    | 在宅人工呼吸器使用中難病患者の災害時個別支援計画策定率 |
| ベースライン  | 36.9%（平成29年度）               |
| 指標の方向   | 上げる                         |



出典：平成29年度第2回東京都特殊疾病対策協議会資料「東京都における難病医療提供体制のイメージ」を一部改変

## 圏域市の紹介（昭島市）



## ◆巨大化石発見

今から約 57 年前の昭和 36 年 8 月、市内小学校教諭により巨大化石が発見されました。専門家を呼び発掘した結果、約 200

万年前のヒゲクジラの仲間で、ほぼ全骨格が揃ったクジラの化石と判明し、当時世界的にも前例がないことから、新聞などで大々的に報道され、誕生まもない昭島市の名を全国にしらしめることになりました。

約 200 万年前は、昭島市を含む東京都の大半が海の中でした。当時比較的浅瀬だった昭島で、なんらかの理由で息絶えたクジラが、とてつもなく長い時間を経て発見されたのです。

## ◆市民に愛され続けるアキシマクジラ

昭島市を訪れた多くの方が（なんでこんなにクジラのデザインが…）と思われるようです。駅を降りるとスタンドグラスやベンチに数々のオブジェクト、お菓子も和洋お店ごとに趣向を凝らし造られ、道路を歩けば案内看板にマンホール、クジラをデザインした交番まであるのです。郵便局の消印から小学生の社会科副読本に至るまでクジラ尽くしです。8 月には「昭島市民くじら祭」が開催され、10メートルを超えるアキシマクジラのバルーンのパレードや目の前で打ち上げられる「夢花火」、クジラの潮吹がお勧めです。アキシマクジラは、半世紀にわたり市民に愛され続けてきました。



昭和 36 年 8 月  
旧国鉄八高線鉄橋下の多摩川河川敷

## ◆新種認定・学名付与でまちおこし

平成 30 年 1 月 1 日、アキシマクジラの研究者により、日本古生物学会学会誌に研究論文が掲載され「これまで世界で発見されたことのないクジラの新種」として、学名も発見地である昭島にちなみ「エスクリクティウス アキシマエンシス」と命名されました。

市では、平成 30 年度をクジラ元年とし「学名付与記念事業」を展開しています。観光まちづくり協会と連携し、市の主要イベントに特設ブースを設置し、パンフレットや記念グッズの配布、研究者による講演などでアキシマクジラを市内外に発信しています。平成 32 年 3 月には、「教育福祉総合センター」を開設し、図書館と郷土資料室、シアターなどが配されます。そのエントランスには、宙吊りされた原寸大（13.5m）アキシマクジラの骨格レプリカがお出迎えし、夜間はライトアップされ幻想的な空間となります。

今後も、アキシマクジラを市の宝として大切に守り継承していくと共に、市民、企業、商工会、観光まちづくり協会など関係機関と連携し、全国にアキシマクジラと昭島の魅力を発信し「元気都市あきしま」を推進していきます。

## 第7節 医療安全対策

### 現状と課題

#### 医療安全支援センター

○ 近年、医療技術の著しい進歩や健康・医療に関する情報が高度化・複雑化する中で、住民の安心・安全な医療に対する関心やニーズが高まっています。

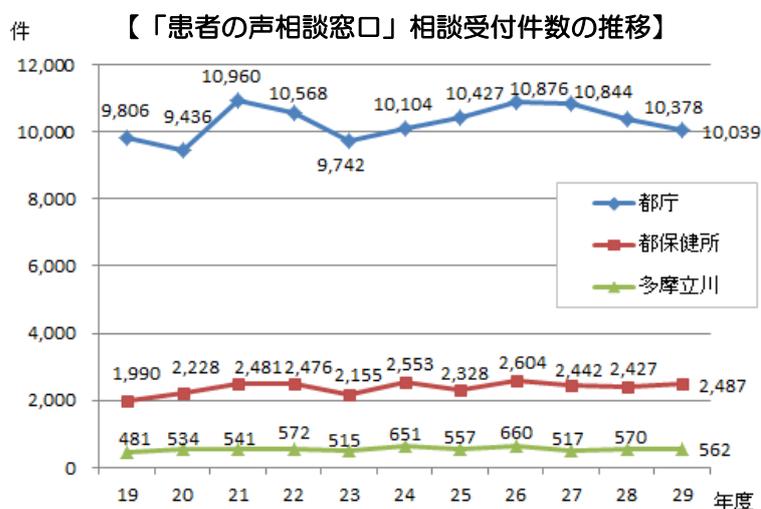
○ 都は医療の透明性と信頼性の向上を目指し「患者中心の医療」を実現するための具体策として、平成13年5月、福祉保健局医療政策部医療安全課（以下「都庁」という。）に「患者の声相談窓口<sup>1)</sup>」を設置し、平成16年7月には二次保健医療圏ごと（多摩地域の5都保健所）にも同窓口を拡大しました。

「医療法」改定に伴い、平成19年4月から「医療安全支援センター」の設置が都道府県の努力義務とされたことを受け、都庁及び多摩地域の5都保健所は「患者の声相談窓口」を「医療法」に定める「医療安全支援センター」に位置付けました。

国は平成27年度に医療事故調査制度を開始し、医療事故が発生した場合の再発防止についての体制を強化するなど、医療の安全対策を推進しています。

○ 都庁及び多摩地域の5都保健所の医療安全支援センターでは、（1）患者・家族からの医療に関する苦情・相談への対応、患者・家族及び医療機関への助言、（2）医療機関、患者・家族及び住民への医療安全の確保に関する情報の提供、（3）医療機関の管理者及び従事者に対する医療安全研修、（4）医療の安全の確保のための会議等の開催に取り組んでいます。

○ 「患者の声相談窓口」の相談受付実績（平成19年度～平成29年度）は、都庁では年間10,000件前後で推移しています。一方、都保健所（多摩地域の5都保健所の合計）では、年間2,500件前後で推移しています。当保健所の相談受付件数は、年間481件から660件の間を推移しています。

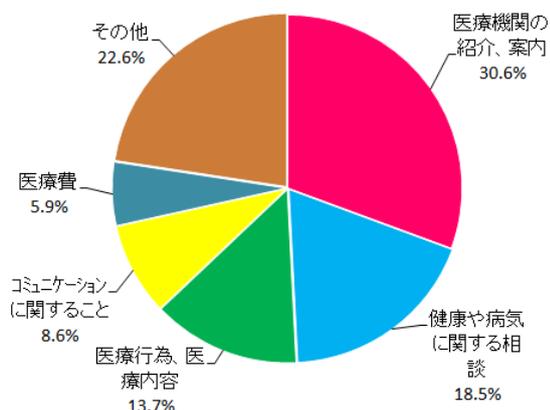


出典：都庁及び都保健所の平成19年度～平成29年度実績は、「平成30年度第1回東京都医療安全推進協議会」資料より  
多摩立川保健所実績は保健所集計より

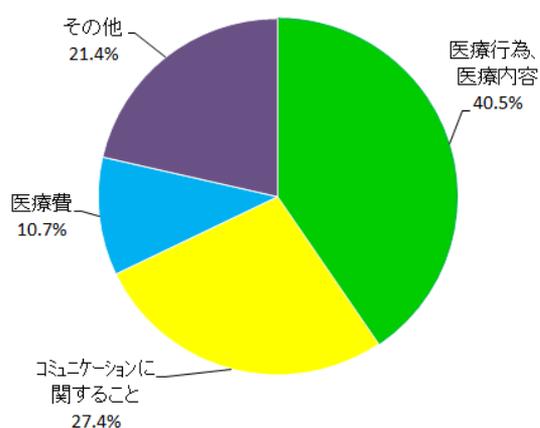
1) 患者の声相談窓口：都庁では主に病院（20床以上）に関する相談に対応し、多摩地域の5都保健所では主に圏域の診療所等に関する相談に対応している。

- また、当保健所の平成29年度の相談内容では「医療機関の紹介、案内」が最も多く、苦情内容では「医療行為、医療内容」に関するものが最も多くなっています。

【相談内容内訳（多摩立川保健所実績）】  
（平成 29 年度）



【苦情内容内訳（多摩立川保健所実績）】  
（平成 29 年度）



## 医療安全確保対策

- 保健所では医療提供施設の医療安全管理体制を確保するため、有床診療所（19床以下）について「医療法」第25条第1項に基づく立入検査を定期的を実施し、診療所内の構造設備や人員体制、安全管理の体制等に関して必要な指導・助言を行っています。また、診療所、歯科診療所及び助産所などの開設許可等に当たり、立入りによる現地確認を行っています。

院内感染症対策については、医療機関の立入調査時等に、都の「院内感染対策のための自主管理チェックリスト」等に基づき、院内体制、感染経路別予防策（接触感染・飛沫感染・空気感染）、感染性廃棄物の適正処理、院内感染発生時の対応など多岐にわたる項目の点検や指導を行っています。

- 安心・安全の医療を確保するためには、医療従事者と患者・家族との信頼関係の構築が大変重要です。保健所は医療安全支援センター事業として、医療機関を対象とした医療安全研修のほか、住民を対象とした医療コミュニケーションやインフォームドコンセント<sup>1)</sup>に関する講演会を開催するなど、医療機関・住民双方に対して、普及啓発を行っています。

また、圏域における医療関係者が医療安全確保に関する情報共有や意見交換を行う場として、医療安全推進のための会議を定期的を開催しています。

1) インフォームドコンセント：医師・歯科医師等が医療を提供するにあたり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること。

## 今後の取組

### (1) 医療安全支援センター事業を充実させます

保健所は「患者の声相談窓口」を通じ、患者・家族と医療機関との円滑なコミュニケーションの推進を中立的な立場で支援します。また、職員の相談スキルの向上に努め、わかりやすい情報提供と丁寧な説明を心がけることにより、より質の高い相談サービスの提供を目指します。

また、「患者の声相談窓口」における相談内容の分析をもとに、医療安全の推進に関する課題や留意点を抽出し、医療安全研修や医療安全に関する会議等を通じて地域の医療関係者に情報提供します。

保健所は医療機関及び医師会・歯科医師会等に対して、それぞれの施設や医療従事者の課題に応じた医療安全研修を実施し、院内の医療安全体制の推進や医療従事者のコミュニケーション能力の向上を目指します。また、住民に向けて講習会等の開催や医療情報の収集及び活用に関する普及啓発を行うことにより、医療に対する住民の理解を深め、住民自身が主体的に納得のいく医療が選択できるよう支援します。

### (2) 医療事故や院内感染の防止のため、医療安全対策を推進します

病院、診療所及び助産所は、「医療法」等各法令に定める医療安全基準を遵守し、安心・安全の医療を提供します。

保健所は医師会、歯科医師会等と協力して、医療機関に対する関係法令の周知の徹底や医療安全に関わる最新情報の提供に努めます。

保健所は、「医療法」に基づく医療機関への立入検査を通じて、医療事故や院内感染の未然防止に努めます。また、医療機関及び医療従事者等に関する住民や患者からの相談が寄せられた際には、調査の上、医療機関等に対し必要な指導・助言等を行います。

## 圏域市の紹介（国立市）

### 【国立市の紹介】

国立市は東京都で15番目の市として誕生し、2017年に市制施行50周年を迎えました。東西2.3km、南北3.7km、面積8.15㎢と全国で4番目に小さな市ですが、古の暮らしをうかがわせる史跡や文化財、大学を中心とした文教地区としての学都の趣や、緑豊かな原風景など、散策しながら歴史と文化を身近に感じられる魅力あふれるまちです。



市章

### 【事業の紹介】

第2次国立市健康増進計画の基本理念である「市民一人ひとりの自主的な取組と地域の支えあいによる健康なまちづくり」のもと、市民の幸せの向上につながる健康なまちづくりを推進しています。

自分も家族も地域の人も楽しく健康づくり！

#### 国立市健康づくり推進員

2017年から、積極的に自分や周りの人々の健康づくりを推進していただくため「知る、ためす、伝える、つながる」をコンセプトに国立市健康づくり推進員が誕生しました。

毎月の連絡会で楽しく学び、ためし（実践）、家族や友人、自治会などの周りの人に伝え、地域のつながりやヘルスアップを牽引しています。

たとえば、週に一度の「オリジナル体操のつどい」の開催、健康づくり通信の配付、市報・動画のモデル、イベントのボランティアスタッフなど健康づくりの普及啓発や市の事業の運営協力などに幅広く活躍しています。

